

理事・評議員改選選挙についてのお知らせ(会告)

第16期(2020年度)は、特定非営利活動法人日本心療内科学会 理事・評議員改選選挙が実施されます。2019年10月1日に、河合啓介理事を委員長として選挙管理委員会が発足しましたので、選挙に関して下記のとおりお知らせします。

記

- **理事・評議員選挙資格を有する会員** (以下「有資格者」という)
2019年12月1日付で第16期(2020年度)までの会費を全納済みの正会員(※)
(但し、投票日までに退会した場合は、その資格を失います。)
- **理事・評議員選挙被選挙資格を有する会員** (以下「被選挙資格者」という)
2016年9月30日以前に入会し、かつ2019年10月1日時点で75歳未満の
有資格者 (但し、投票日までに退会した場合は、その資格を失います。)
- **選挙の手順**
理事・評議員選出は有資格者により次のように行われます。
 - ① 前回の選挙では、会費全納済みの正会員へ事前に選挙資格確認の為の名簿を郵送しましたが、今回は選挙2ヶ月前に、登録されたメールアドレス宛にメール添付でお送りします。まだ事務局にアドレス登録がされていない場合やアドレス変更を事務局に届けていない場合は、連絡のつくメールアドレスを **2020年1月末までに**事務局までご連絡下さい。
なお、所属支局の変更や郵送物の送付先変更および選挙辞退等も **1月末までに**事務局までお知らせ下さい。
 - ② 確定した有資格者には、**2020年5月に**被選挙資格者名簿と投票用紙を郵送します。
 - ③ 所定の返送用封筒にて投票し、評議員および理事を選出します。
(得票順に上位から、支局別に規定された数が理事および評議員として選出されます。)事務局連絡先/[Mail:jspim@nifty.com](mailto:jspim@nifty.com) [Fax:047-374-8302](tel:047-374-8302) [Tel:047-374-8301](tel:047-374-8301)

※選挙資格について

選挙資格を有するには、2020年度までの年会費の全納が必須条件となっています。

当学会の事業年度は、10月1日～翌年9月30日までとなっております。

会員の皆様には、すでに10月初旬に請求書をお送りしていますが、まだ納入されていない方は、本年**12月1日まで**にお振込くださるようお願いいたします。

なお、やむを得ない事情(海外出張など)で、12月1日までに納入できない場合は、事務局までお問い合わせください。

以上